

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会有料広告掲載取扱基準

令和8年4月1日現在

(目的)

この取扱基準は、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会（以下「本会」とする。）の広告媒体に企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」とする。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体・規格・掲載料等)

【広報紙広告】

「社協すずか」			「こども社協すずか」		
発行部数	約 76,700 部（令和6年8月）			約 17,000 部	
発行回数	年 12 回 市報「広報すずか」5 日号に折込み			年 4 回	
色	一色刷り			カラー	
配布先	市内全世帯・公共施設			市内全小学校・中学校・特別支援学校	
広告枠数	2 ～ 4 枠 ※原則 1 企業（団体） 1 枠とする				
広告規格	縦 40 mm × 横 85 mm				
掲載位置	原則紙面下部				
広告掲載料金	一 般： 1 か月	15,000 円	一 般： 1 回	10,000 円	
	半 期	72,000 円	2 回	16,000 円	
	年 間	144,000 円	全 4 回	32,000 円	
	社協会員： 1 か月	12,000 円	社協会員： 1 回	8,000 円	
	半 期	57,600 円	2 回	12,800 円	
	年 間	115,200 円	全 4 回	25,600 円	
広告原稿	原則広告主が作成し、完全データで入稿してください。 ※データは jpeg・png もしくは pdf に変換してください。 ※広告の作成も承りますが、作成に係る費用を広告主の負担とします。				

【ホームページバナー広告】

本会ホームページ	
広告規格	縦 200 ピクセル × 横 296 ピクセル
掲載位置	トップページ下部
広告掲載料金	一 般： 1 か月 5,000 円 / 半 期 24,000 円 / 年 間 48,000 円 社協会員： 1 か月 4,000 円 / 半 期 19,200 円 / 年 間 38,400 円
広告原稿	広告主が作成し、完全データで入稿してください。 ※データは jpeg・png に変換してください。（pdf・gif も可） ※広告の作成も承りますが、作成に係る費用を広告主の負担とします。